

## 第 93 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 27 年 12 月 11 日（金）16:01～16:59

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階共用第一特別会議室

3 出席者

## 【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員

## 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 経済統計の改善に向けて
- (2) 諮問第 84 号「学校基本調査の変更について」
- (3) 諮問第 85 号「学校教員統計調査の変更について」
- (4) 諮問第 86 号「商業動態統計調査の変更について」
- (5) 統計委員会専門委員の発令等について
- (6) 部会の審議状況について
- (7) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第93回統計委員会を開催いたします。

なお、本日は清原委員、西郷委員、宮川委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

まず、議事「(1) 経済統計の改善に向けて」を行っていただきます。資料は資料1になります。

その後、本日は諮問が3件、部会の審議状況の報告が3件あります。

諮問は、学校基本調査の変更、学校教員統計調査の変更、商業動態統計調査の変更についてです。資料はそれぞれ2から4までになります。

また、資料5及び6に沿って専門委員の発令、部会への所属の指名を行います。

その後、社会生活基本調査の変更についての報告、国民生活基礎調査の変更についての報告、工業統計調査の変更についての報告があります。資料はそれぞれ資料7から9までになります。

報道のカメラはここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。

先月開催されました経済財政諮問会議において、本日配布の資料1が民間議員から提出されました。提出された資料には、家計調査、毎月勤労統計調査、法人企業統計調査の改善すべき点について指摘した上で、経済統計におけるサンプルに由来する横断的な課題について、統計委員会が方針を整理すべきであるとの提言がなされています。

この議論を踏まえて、統計委員会に対し、甘利大臣から指摘された問題について専門的知見をいかした審議を行い、来春までに方針を整理するように私に検討要請がありました。

この要請は、専門的な審議を通じて公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進するという統計委員会の役割にも合致したものと認識しております。したがって、現在、基本計画部会で進めている法施行状況審議の中で対応し、統計委員会として報告書を取りまとめる形にしたいと思います。

具体的には、本日、基本計画部会で審議する予定の毎月勤労統計、1月に審議予定の法人企業統計等の確認審議を進めるとともに、家計統計については2015年3月の未諮問基幹統計の確認における審議で指摘した今後の取組の方向性の対応状況について、昨年決定しました取組方針に沿ってフォローアップという形で行いたいと思っています。

その際、個別の論点の確認を端緒として、特に標本抽出や補正推計等の在り方などのサンプルに関する内容についても横断的に議論し、3月に取りまとめる統計法施行状況に関する審議結果報告書に盛り込みたいと思っています。

基本計画部会における具体的な進め方については、部会の際に改めて説明いたしますが、この件は甘利大臣から私に要請があったということもあり、非常に大切な話ですので、委員会冒頭で委員の皆様には御報告させていただきました。

それでは、詳細は委員会終了後の基本計画部会の際に議論することとしまして、次の議題に移りたいと思います。

これまでで特に御発言はありますでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第84号「学校基本調査の変更について」及び諮問第85号「学校教員統計調査の変更について」につきましては、主に学校教育法の改正等による類似の変更のため、総務省からまとめて御説明をお願いいたします。

**○谷輪総務省政策統括官付統計審査官** 総務省政策統括官室です。

資料2という大きい束がありまして、大きいクリップを外していただきますと、その下に資料3という少し薄い束があります。その更に下に横置きのパワーポイントの資料がありますので、それに沿って御説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目「学校基本調査の概要」から説明させていただきます。「調査の目的」ですが、学校に関する基本的事項を調査するもので、学校教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

「調査の沿革」ですが、昭和23年以降毎年実施しておりまして、平成28年度調査は69回目の実施になります。

「調査範囲及び報告者数」ですが、学校教育法に規定する学校等や市区町村、教育委員会について全数調査で行っております。

右側の「調査票及び調査事項」についてです。大別して6種類の調査票があります。まず学校調査ですが、学校の名称、特性、学級、在籍状況等について調査いたします。このほか、学校通信教育調査、不就学学齢児童生徒調査、学校施設調査、学校経費調査及び卒業後の状況調査といった調査票があります。結果公表は調査年の8月頃に速報を公表し、同年の12月頃に報告書を取りまとめます。

「学校基本統計の利活用状況」を2ページで説明させていただきます。学校関係の最も基礎的な資料ですので多岐にわたって利用されておりますが、一点紹介させていただきます。

現在、中央教育審議会において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について審議されておりますが、そこでは基礎資料として御覧のような新卒就職者数の推移や学校種別ごとの卒業者に占める就職者の割合の推移などが提供されております。

続きまして、3ページで、文部科学省が実施する他の統計調査の母集団情報として使われていたり、基準財政需要額の算定などに利用されております。また、OECDへの提供データとしても利用されているところです。

続きまして、4ページの「学校教員統計調査の概要」について説明させていただきます。こちらは教員に着目いたしまして、個人属性、職務態様等を明らかにすることを目的としております。

「調査の沿革」の詳細は省略いたしますが、昭和43年度に第1回目の調査を行いまして、以後3年周期で実施しております。平成28年は16回目の調査となります。

「調査範囲及び報告者数」ですが、学校教育法に規定する学校等を対象とし、専修学校

及び各種の学校のみ抽出調査で、その他は全数を対象として調査を実施します。

右側の「調査票及び調査事項」ですが、学校ごとの教員数等を調査する学校調査、教員個人に関する免許状の種類、担任の状況等を調査する教員個人調査、前年度の異動状況について調査する教員異動調査に大別されます。

5ページは、「学校教員統計の利活用状況」について取りまとめております。

「教員の年齢構成」というグラフを掲載しておりますが、これを御覧いただくと、教員の年齢構成の均衡が崩れていることが分かると思います。このような現状を踏まえ、教員の継続的な研修の必要性などが提言されているところです。

1ページ飛ばして、7ページから「学校基本調査の変更」について取りまとめております。7ページの一点目ですが、学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が制度的に創設されたことに伴うものです。具体的には、義務教育学校用の調査票の新設などをしようとするものです。

8ページは、その他の変更について整理しております。一点目ですが、先ほど制度として義務教育学校の創設について説明いたしましたが、これに併せて小中一貫教育の実施の実態についても把握しようとするものです。

9ページについては、変更内容②として、いわゆる夜間中学校、二部授業の取組について、近年注目が集まっているところであり、その実態についても本調査で把握しようとするものです。

その下は「理由別長期欠席者数」の調査項目を削除しようとするものですが、これは、別の一般統計調査で詳細に把握を行うこととしていることに伴うものです。

10ページの変更内容④ですが、学校教育法の改正により、高等学校（専攻科）等から大学への編入が可能となりました。これに伴いまして、新たにその状況についても調査しようとするものです。

続きまして、11ページは、「学校教員統計調査の変更」について取りまとめたものですが、こちらも法律改正に伴う変更です。先ほど説明いたしました義務教育学校の創設に伴うもののほか、平成27年4月に創設された新たな幼保連携型認定こども園の調査票を新設しようとするものです。

最後の12ページです。学校基本調査につきましては、昨年、今申しました新幼保こども園の創設に伴う変更等について諮問しており、その際に今後の課題として何点か指摘されております。いずれも平成29年度以降の調査での対応が求められているもので、詳細な説明は省略いたしますが、部会ではその検討状況についても確認いただけたらと考えております。

なお、学校教員統計調査は、基本計画部会における未諮問基幹統計の審議対象となっておりましたので、その観点からも部会で確認いただけたらと考えております。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、人口・社会統計部会に付託して詳細について同部会で審議いただくということにしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はありますか。

では、本件については、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくということにしたいと思います。白波瀬部会長、よろしくお願いたします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第86号「商業動態統計調査の変更について」です。

諮問の説明の前に、今般、商業動態統計の公表数値に訂正があったということですので、経済産業省から説明をお願いします。

**○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長** 経済産業省です。

今般、商業動態統計調査の大規模卸売店、期末商品手持額、在庫額のことですけれども、平成27年9月分の速報及び確報値の差異につきまして御説明させていただきたいと思いません。

商業動態統計調査大規模卸売店在庫額の公表値につきましては、通常、速報の集計時点におきましては、調査票の未提出事業所がある場合において、当該事業所の報告値を推定した上で対象事業所の合計値を集計しております。しかしながら9月分の速報の在庫額公表数値につきましては、一部未提出事業所分の推定が施されなかったという数字になっておりました。

このため、確報では未提出分の回収に努めるとともに、推定されていなかった事業所分の推定を行いまして、確報値として集計公表しております。

ただ、結果的には速報と確報の誤差はプラスの11.2%ポイントの差が生じてしまったということで、本件につきまして、本日、ホームページにてその事実についてお知らせ（公表）させていただきました。

また、この件に関する今後の対応措置ですけれども、次回の標本設計替え後の標本対象事業所に対する最初の調査月には、今回の未提出分が推定されていなかった事象につき、9月分の確報集計時まで、新たに回収したいいわゆる事業所の報告値を集計にきちんと入れることに加え、残る未提出事業所分の推定を正しく行い、集計した数値を反映させる仕組みをきちんと整え、システム等で対処いたします。

また、担当者マニュアル等も見直しをして、今後、同様のことが生じないよう徹底したいと考えております。

以上です。

**○西村委員長** 今の説明についていかがでしょうか。

どの程度の問題が生じたか、もし内閣府経済社会総合研究所で何か情報がありましたら教えていただけますか。

**○丸山内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官** 内閣府です。

GDP速報におきましては、商業動態統計の商品手持額は流通在庫の在庫増減額の推計に

利用しております。今回、12月8日に公表した7－9月期の2次速報におきましては、全ての未提出事業所分が回収推計された確報値を使用して推計しておりますので、今回の2次速報の推計結果には影響はしていません。

1次速報にどのような影響があったかにつきましては、未提出分の推計を行った場合の商業動態統計の速報のデータがどのようなものであったかが分かりませんので、その定量的な影響については分からないといったところです。

**○西村委員長** どうもありがとうございました。

この件は、非常に重要な問題だと思います。特にデータの信頼性という点でかなり重大な問題だと私は考えております。

したがって、分かった段階ですぐに公表するという事は結構なことですが、それに加えて十分な再発防止策、具体的にどういう形で再発防止をしっかりと担保していくのかについては、きちんとした御説明を我々に対しても、一般の公衆に対してもホームページ等で説明していただきたいと思っております。

それでは、次の議題の諮問86号「商業動態統計調査の変更について」の説明をお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官付統計審査官付国際統計企画官** それでは、御説明いたします。資料4をお手元に御準備いただければと思います。1枚目に資料4と記載しております諮問文にあるように、今般、経済産業大臣から商業動態統計調査の変更について申請がありました。そこで、総務大臣がその承認の適否を判断するに当たり、統計法に基づき統計委員会の御意見をお聞きするというものです。

具体的な説明につきましては、資料4の一番下に準備しております横紙の「資料4の参考」を用いて御説明いたしますので、そちらを御覧ください。よろしいでしょうか。

まず、「商業動態統計調査の概要」ということで、1ページを御覧いただければと思います。この調査は経済産業省が実施する基幹統計調査ですが、「調査の目的等」といたしましては、全国の商業を営む事業所・企業における事業活動を明らかにすることを目的に行われているもので、調査開始当初は四半期調査だったのですが、現在は毎月調査として行われています。

「調査の概要」の部分ですが、「調査対象範囲」にもありますとおり、この調査は甲から丁までの4種類の調査に分かれます。商業には大きく分けて卸売と小売があるわけですが、卸売につきましては、一定規模以上の事業所は甲調査、それ以外は乙調査という役割分担になっています。一方、小売につきましては、50人以上の百貨店やスーパーなどについては丙調査、個別の業態としてコンビニあるいは家電量販店などについては丁調査、それ以外を乙調査という形の分担になっています。

「報告事項」につきましては、従業者数や月間商品販売額などを把握しております。また、「調査組織」ですが、大きく2つに分かれまして、甲調査と乙調査については都道府県経由の調査員調査を基本として、郵送・オンラインでも回収できることになっています。

一方、丙調査と丁調査につきましては、経済産業省直轄の郵送・オンライン調査で行われておりますが、下線を引いておりますとおり、今回の申請では、この部分の変更が予定されています。

以上が調査の概要になります。

2 ページは「商業動態統計の利活用状況」ですが、二次統計等への利用としては、例えば景気動向指数であるとか、先程もお話がありました国民経済計算の四半期推計といった利用がありますし、政策判断における利用といたしましては、皆様御案内の月例経済報告での利用といったことなど、重要な統計調査となっております。

以上が利用状況です。

続きまして、今回審議していただく内容について御説明をいたします。3 ページでは「諮問に係る論点（目次）」と挙げておりますけれども、大きく三つに分かれて、一つは諮問のメインになります今回申請された変更。内容としては、調査系統の一部変更。

二つ目の区分が、前回答申時の課題対応。

三つ目は「その他」としておりますが、これはオンライン調査の対応状況です。

具体的に4 ページ、5 ページで御説明をいたします。

今回申請されている変更内容は、4 ページの「調査系統の一部変更」です。具体的には、経済産業省が直轄で行っている百貨店やスーパーを対象にする丙調査、コンビニや家電量販店などを対象とする丁調査、これにつきまして、実査・集計事務を平成28年9月分から民間事業者へ委託するというものです。

理由といたしましては、「変更の理由」欄にありますとおり、民間事業者のノウハウやリソースを活用することによって、経済産業省のリソース減による結果精度への影響を抑制する、そして、結果の安定的・継続的に提供するというものです。

経済産業省におかれましては、実査・集計事務の民間委託という前例は既にありますけれども、本調査は毎月調査という短いスパンで行われるということ、また、先程も申し上げた月例経済報告などに使われる重要な統計であるといったことも踏まえて、変更内容は民間委託化の一点ですが、改めてその際の留意点や具体的な対応について御確認いただきたく、今回、諮問した次第です。

なお、そのページの下に注書きにありますが、今回の変更申請では、調査計画を分かりやすくするために記載ぶりの形式的な変更も併せて予定されています。こちらにつきましては、実質的な変更を伴わないということを申し添えさせていただきます。

以上が今回予定されている内容です。

最後の5 ページは、「2 前回答申時における『今後の課題』について」として、本調査について前回、平成26年答申時に一つ課題が付されております。甲乙丙丁のうち丁調査、それもコンビニエンスストア調査票に関するものです。

前回の変更では、調査事項の地域区分を詳細化した一方で、業界団体の統計で代替できるという理由から一部事項を削除しています。ただ、代替となる業界団体の統計について、

常に状況把握が必要だということで、それを継続的に行うという課題が付されております。

最後に「3 その他」ですけれども、公的統計基本計画で調査横断的にオンライン調査の実施状況の確認、推進といったことが言われていますので、本調査においてもその状況を確認したいと考えております。

以上が今回、皆様に御議論いただく内容になります。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はありますか。

どうぞ。

○川崎委員 こういう民間委託は、一面では、本省側のリソースの減少でやむを得ない面があるかと思えます。他方、この資料の4ページ目辺りを見ますと「民間事業者のノウハウやリソースを活用することにより」と書いてありますし、また、「結果精度への影響を抑制し」と書いてあります。こういう調査の場合に、民間事業者のノウハウが、これまでやってきた調査実施者である経済産業省に比べてどこまで高いのかなというのは、正直言って私は分かりません。

また、どうやって精度への影響を抑制するのもよく分かりませんので、その辺りは是非審議のときに丁寧にお聞きさせていただきたいと思っております。

○西村委員長 他にいかがでしょうか。

今の点は私も非常に心配しています。民間事業者にノウハウがあれば本当はそれがいのですけれども、ノウハウがないところ、こちらが民間事業者を育てていかなければいけないというときに、安易に民間事業者を使うということに関して、過去にも多くの苦い失敗をしています。そういうことから考えますと、これは民間委託の理念というところまで戻って、我々としてどこにリソースを集中しなければいけないのか、それに対して逆に言えば、ある程度リソースを開放して民間をある意味育成しながら同時に民間事業者の良いところをとっていくということをしていくのかを考えるべきという重い話だと思います。そういうものを含めて、サービス統計・企業統計部会で御審議をお願いしたいと思います。

では、本件については、特に今あった意見を踏まえて、サービス統計・企業統計部会できちんと御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただくこととしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上、今回は3件の案件が諮問されましたが、このうち学校基本調査の変更についての諮問と学校教員統計調査の変更についての諮問に関する審議に参加いただくために、資料5のとおり専門委員2名の方々が本日12月11日付けで任命されます。

また、統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、それぞれの諮問に合わせて資料6のとおり指名させていただきます。

よろしく申し上げます。



それでは、次の議題に移ります。人口・社会統計部会に付託されております社会生活基本調査の変更の審議状況につきまして、白波瀬部会長から御報告をお願いします。

○白波瀬委員 よろしく願いいたします。

それでは、人口・社会統計部会の審議状況のうち、社会生活基本調査の変更について報告いたします。

審議状況報告については、資料7の1ページから5ページまでです。また、部会における審議のスケジュールを参考資料1として7ページに、本日の部会報告と関連する部会資料を参考資料2として9ページ以降にそれぞれ添付しております。

なお、第1回の部会の議事概要につきましては参考3として、第2回の部会の議事概要につきましては参考5として、それぞれ添付しておりますので、適宜、御参照ください。

まず、1ページ「1 部会の開催状況等」ですが、社会生活基本調査の変更に係る部会審議は計3回を予定しており、11月2日に第1回の部会を、16日に第2回の部会を開催いたしました。

次に、「2 部会における主な審議等」ですが、ここでは第1回及び第2回の審議のポイントをまとめたものとなっております、2ページ以降において主な審議事項に係る具体的な審議状況を整理しておりますので、2ページ以降を中心に説明させていただきます。

報告を求める事項の変更のうち、「ふだんの健康状態」についてです。この調査事項については、第1回の部会におきまして、本調査事項の調査対象を15歳以上の世帯員に限定する具体的な理由・根拠に乏しく、10歳以上の世帯員全体に拡大することによって、より有用なデータが得られるのではないかと、報告者にとっての分かりやすさや国際比較可能性の向上を図る観点から、健康度に係る選択肢として「ふつう」の選択肢を追加して、選択肢を5区分とすべきではないかという意見が出ました。

また、報告者の心理的な負担を考慮し、「悪い」の選択肢を「良くない」とすべきではないかといった御意見もありました。

これらを踏まえまして、第2回の部会において、調査実施者から意見を踏まえた形で調査対象を10歳以上の世帯員に拡大するとともに、選択肢の追加・修正を行う変更案が示されて適当と判断いたしました。

3ページの「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」についてです。この調査事項については、第1回の部会では報告者に紛れが生じないようにするために、具体的な場面を想定した説明例を示してほしいとの意見や、これにより把握するデータを用いて具体的にどのような集計表を作成するのかイメージを示してほしいとの意見があり、第2回の部会におきまして、これらについて調査実施者から資料の提出を受けました。

9ページの参考資料2の記入の仕方における説明例（案）と11ページから16ページまでの参考資料3の集計表のイメージがこれに当たります。

例えば、11ページではスマートフォン、パソコンなどの使用時間ごとに、睡眠時間や交際・付き合いの時間等を集計することとしております。また、この調査事項では、パソコ

ン等の使用目的の一つとして設定している「交際・つきあい・コミュニケーション」の対象を「家族」、「友人・知人」、「それら以外」の3区分で把握することとしておりますが、報告者によって知人・友人と捉える範囲が異なると考えられるため、定義付けが必要ではないかという意見もありました。

これにつきましては、調査実施者から、友人・知人の定義付けは年代層によって捉え方の差もあるため非常に難しいものの、客観的な概念による整理として、相互の面識があることをもって友人・知人とすることを考えているとの回答がありました。

このような調査実施者の対応を踏まえて、第2回の部会において本調査事項については適当と判断いたしました。

次に、4ページの「在学・在園の状況」についてです。この調査事項につきましては、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する施策の検討に資する観点から、夫婦共働きか否かについて、有業者あるいは有業者の別だけではなくて、有業者については正規・非正規の別の詳細な世帯類型別に表章する必要があるのではないかとの意見がありました。

これにつきましては、第2回の部会において、調査実施者から意見に対応した形での詳細な集計を行う旨の回答がありましたけれども、その具体的な変更点も含めまして、引き続き第3回の部会で集計内容についても改めて確認する予定です。

最後に、5ページの「報告を求めるために用いる方法」についてです。今回の調査からオンラインによる報告者の範囲を拡大するよう変更することとしているところですが、オンライン回答の更なる推進を図る観点からも、国勢調査の例に倣い、スマートフォン、タブレットなどでも回答が可能となるよう検討すべきとの意見がありました。

これにつきましては、本調査におけるオンライン調査は、政府統計共同利用システムを利用することとしており、現時点ではスマートフォン、タブレットなどによる回答に対応していないことなどから、今回の調査ではこれらの情報通信機器による回答に対応できないことはやむを得ないと判断いたしましたけれども、次回調査に向けて、これらを用いた回答ができますように検討していただくことといたしました。

また、集計事項の変更案につきましては、先ほどの「在学・在園の状況」に係る集計事項の追加との関連もありまして、これまでの部会審議を踏まえて修正することとされた点を反映した集計事項の修正案を調査実施者において整理・作成したものを次回の第3回の部会に提示していただき、再度審議することとしています。

最後に、今後の部会の開催予定ですが、第3回の部会を今月22日に開催いたしまして、第2回の部会で引き続き審議することとされました事項について、調査実施者からの説明を受けて再度審議した後、答申案について審議することとしております。

その審査結果を踏まえて取りまとめた答申案につきましては、来年1月21日に開催予定の統計委員会において報告する予定としております。

社会生活基本調査の変更についての部会審議の概要は以上です。

よろしく申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、御質問はありますでしょうか。

非常に詳しくきちんとやっていただいでどうもありがとうございます。

特に御意見がないようでしたら、引き続き人口・社会統計部会について、この形で御審議いただきますようお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

人口・社会統計部会に付託されております国民生活基本調査の変更の審議状況について、白波瀬部会長から御報告をお願いします。

○白波瀬委員 人口・社会統計部会の審議状況のうち、国民生活基礎調査の変更について報告いたします。

審議状況報告については、資料8の1ページから6ページまでです。また、部会における審議のスケジュールを参考資料1として7ページに、本日の部会報告と関連する部会資料を参考資料2から5までとして9ページ以降にそれぞれ添付しております。

なお、第1回の部会の議事概要については、参考4として添付しておりますので、適宜、御参照ください。

まず、1ページの「1 部会の開催状況等」ですが、部会審議は計3回を予定しており、既に11月6日に第1回の部会を、30日に第2回の部会を開催いたしました。

次に、「2 部会における主な審議等」ですが、ここでは第1回及び第2回の審議のポイントをまとめたものとなっております、2ページ以降において主な審議事項に係る具体的な審議状況を整理しておりますので、2ページ以降を中心に御説明いたしますが、その前に第1回部会の【審議の概要】の二つ目の○の「その他統計ニーズへの対応」を御覧ください。

現行の5月の特定の1週間における就業時間や就業日数に加えて、新たに1か月間の就業日数を把握し1年間の総労働時間を推計・把握したいという意見がありまして、部会で審議いたしました。

しかしながら、本調査が年1回の調査であることや、就業状況は調査時点、所得につきましては調査の前年という形で、把握時期にタイムラグが生じるといった問題がありまして、対応は困難であると考えられました。部会といたしましては、貴重な御意見を頂いたものとして整理した次第です。

2ページは、報告を求める事項の変更のうち、「世帯を離れている者の人数」についてです。この調査事項につきましては、第1回の部会において選択肢である老人福祉施設などに該当する施設の種類や現行の選択肢との関係で、今回の選択肢の変更に至った理由を確認するため、社会福祉施設のうち障害者支援施設の入所者の状況等についての意見があり、調査実施者では、作成した資料によって次回の第3回部会で説明することになっております。

次は、3ページ「がん検診の状況（20歳以上の者のみ）」についてです。この調査事項につきましては、第1回の部会において選択肢の順番に関わる意見や、がん対策上、どこからのお知らせで受診したかというよりも、どこで受診したかを把握することが必要かつ重要であるとの意見があり、調査実施者では、作成した調査事項の修正案により、第3回部会で説明する予定にしております。

次に、4ページの「非標本誤差の縮小等に向けた取組」についてです。これは、平成25年1月の前回答申における今後の課題です。所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の関係は6ページで整理しておりますので、後ほど説明いたします。

非標本誤差の縮小の関係では、第2回部会において、調査実施者から資料を用いて説明がありました。まず9ページの参考資料2ですけれども、これによって本調査が集落抽出による実施であることや、調査単位区の抽出等についての説明がありました。集落抽出とは集落を無作為に抽出しまして、その中の全世帯について調査するといった抽出法でございます。

次に11ページからの参考資料3ですけれども、これにより、過去3回の大規模調査結果における世帯等の分布状況について説明がありました。

19ページからの参考資料4は、調査結果の分布に関しまして、母集団情報をどれだけの確に反映しているかということで、平成22年の国勢調査と本調査の結果につきまして、世帯類型別、年齢階級別、地域別の分布状況を比較します資料により説明がありました。

また、27ページの参考資料5によって、回収率向上への取組状況に関する説明もありました。

恐れ入りますが、資料4ページにお戻りいただき、一番下のポツですが、集計値を補正する理論の利用可能性に関しまして、傾向スコアという方法による所得額推計に関する研究結果についての説明もありました。

結論としては、補正方法には幾つかの種類があり、どれか特定のやり方がよろしいという結論にはなかなか至らないというものだったのですけれども、これらを受けまして、部会では本調査の推計方法等に関する更なる具体的な情報を求める意見、二つ目といたしまして、平成22年の国勢調査結果と本調査結果との間において世帯数に差が生じている理由の説明を求める意見、既に現在行っている本調査の推計や抽出方法等に関する情報を厚生労働省のウェブ上できちんと国民が理解可能なように公開することを求める意見、そして、非標本誤差の縮小を図る観点から、面接不能世帯を対象に導入を検討している「郵送回収」について、どれぐらい実効性があるものなのかといったことを示してほしいという意見がありました。

今後の回収率の向上方策を検討する上で有用な情報を得る観点から、未回収世帯に係る「欠票情報」の把握について検討を求める意見も出た次第です。

調査実施者では、これらの意見を踏まえて再度整理・検討し、第3回部会において説明することとしております。

最後に、6ページの「所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大」についてです。これは、いわゆる第Ⅱ期基本計画において指摘されている事項です。この関係では、第2回部会におきまして、調査実施者から次のような説明がありました。

平成26年に実施を予定していた試験調査は予算が確保できなかったために、試験調査に代わる方法として、地方公共団体等を対象にアンケート調査を実施いたしました。

調査事項を大幅に縮減した新しい調査票案も提示しながら、郵送調査の導入、調査時期の統一化等といった幾つかのメニューを提示して、そういう試みに対する実行可能性等を検討するために質問したアンケート調査であります。

その結果、アンケートの対象者は地方公共団体の実査担当者なのですが、調査対象者及び地方公共団体等の負担は提案した幾つかのやり方では必ずしも軽減されないという結果が出て、二点目としては、大幅に縮減した新たな調査票案については、失われる情報と得られる新たな情報との関係で、これらはどの程度妥当なものかという意見も実は出たところで、事実上その時点で提示した調査票案については、実行は困難であるという説明がありました。

基本的に委員からも調査事項の削減等については、一つの案として提示されたのだけでも、この辺りのことについては慎重な検討が必要なのではないかという意見もあった次第です。

これにつきまして、現場の声としては、非常に重要なことですので理解はできるのですが、報告者に関する情報が把握できないアンケート調査結果等によりまして、標本規模の拡大は困難であるという結論に達して良いのかという疑問が出されて、妥協案として実施したアンケート調査の結果も意味のあるものとの声もあったのですが、それらを踏まえつつ、やはりこれについては慎重に検討すべきであるという意見があった次第です。

それを受けまして、調査実施者では再度整理・検討いたしまして、第3回部会において説明することとしています。

最後に、今後の部会の開催予定ですけれども、第3回部会を来週12月18日に開催し、引き続き審議することとされた事項について再度審議した後、残りの審議事項について検討することとしていますが、その審議状況によりましては、予備日であります12月28日に第4回の部会を開催する予定です。

答申案については、今後の部会で審議することとしており、その審議結果を踏まえて取りまとめた答申案を来年1月21日に開催予定の統計委員会において報告することができればということを目指して進める次第です。

国民生活基礎調査の変更についての部会審議の概要は、以上です。

ありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございました。

ただ今の御報告について、御質問はありますでしょうか。

特に問題があった非標本誤差のところ、川崎委員、何かございますか。

○川崎委員 特に質問ということではないのですが、ここで検討されている報告は非常に重要ですし、御指摘のことは極めて私も納得できるので、是非引き続き十分な御審議をお願いしたいと思います。

特に、私はこの問題を部会の委員としてではなくて一ユーザーとして見てみますと、確かにウェブ上の情報が本当に足りない感じがして、何とかしてもう少し統計の品質やこういうやり方で作ったというのが分かるように、もっときちんと情報を出してもらえたらありがたいと思います。

この点をよろしくお願いいたします。

○西村委員長 この点について、実はこれは府省横断的にサンプルをどのようにするかという問題とも絡む話ですので、私としては前広に考えていきたい。

そういうときに重要になってくるのは、データをどのように出してもらって、それを使ってどのようなことが可能か、どのような問題があるのかを見ていくことで、国民生活基礎調査に固有の問題はもちろんありますけれども、それ以外の問題もありますので、そういうものも含めた、かなりスコープを広げた形で考えていかなければならないかと思っております。

特に、定量的なエビデンスというか、定量的なデータを出してもらって、部会で深く審議していただきたいと思っております。

私自身としては、例えば2つの統計でかなり大きな差があり、どこに違いが出てくるのかというときに、マージナルな一つの軸を幾つもやっても余り情報がなくて、クロス軸を作るのが重要な情報を与えてくれるのだろうと思うのです。

そのような新しい情報を見て、大体どういうところで統計の差が出ているのかとか、そういうものをビジュアルに見ていけるし、またそこで問題が生じているとすると、そこをどういう形で埋めていく方法があるのかを考えていくことが重要になってくると私は思います。

欠測値のインプテーションをどうするかというのは、非常に大きな問題になりますので、データをできるだけオープンにする形で、一番より良い形のものを持っていくためにはどうしたら良いのか、そういう道筋がこの審議の中でできていければと思います。

それは同時に、今回の審議を超えてより大きな、世間でされているような大きな問題に対する我々としての対処の仕方にも絡みますので、そういった基礎資料がこういう形で部会に出てくるということが重要だと思います。その辺についても、少し前広に対処していただきたいと思います。

これは非常に貴重なデータであることは確かです。しかし、当たり前ですが、データの作り方が癖のある作り方であるということも確かですので、そういうものも含めて考えていけるようなデータの蓄積と、将来、再びアナリシスができるような十分なデータとして、良い形で修正とか発展ができる仕組みを作りたいと思います。

それでは、引き続き、今御指摘いただいた点を踏まえて、人口・社会統計部会において

御審議いただきますようお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

産業統計部会に付託されております工業統計調査の変更の審議状況について、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎委員 それでは、工業統計調査の審議状況につきまして、お手元の縦長の紙の資料9に沿って簡単に御説明させていただきたいと思えます。

これまで審議は2回行ってありますが、まずこの表で御覧いただきますと、左に審議の項目とどのような内容であるのかを記載しております。まず、大きなこととしては、調査期日の変更です。12月末から6月1日に変更するということ。

また、調査事項の変更はここにある8つの項目があります。

そのほか、前回の答申等に絡みまして、幾つかの審議事項がありました。

今、●が付いているところまで進んでいますが、この後の見通しとしまして、あと2回部会を開きまして、1月の統計委員会に答申案を御報告したいと考えております。

以下、個別に申し上げますが、まず一番目の点です。計画の変更の中で実施期日の変更ですが、これにつきましては、部会としては適当と整理させていただいております。その理由は、報告者負担の軽減あるいは地方公共団体の事務負担の軽減に資するということ、また、経済センサス - 活動調査が5年ごとにありますが、これとの整合性を持たせ比較可能性を向上させるという点でも貢献するという点で、このように整理させていただきました。

二番目の中の①で、売上げ等の出荷額における消費税の扱い。これまで税込み統一記入でしたが、これを原則税込み記入に変更するという点ですが、これも適当と整理させていただきました。これも経済センサスに合わせるという形での把握の仕方ですが、報告者に対しましては、税込みか税抜きかをきちんと表示していただくということで対応できるようにしているというわけでありませう。

②の従業者区分の名称・定義の一部変更ですが、これは非常に微妙な変更です。内容としましては、常用雇用者と臨時雇用者の定義の変更ですけれども、これは、ほとんど数字には大きな影響がないような変更です。

ただ、今回の申請のほかに、従来、出向、派遣の受入数の扱いなどにおいて、経済センサスとの定義の間で若干のずれがありました。その点につきましては、できるだけ経済センサスに合わせたらどうかという意見もありましたし、現在、政府内でこの件についてのガイドラインの議論もしておりますが、そこでの整合性を高めていく必要があるだろうという議論が出ております。しかし、この部会の中だけでは必ずしも十分に時間的な制約もあって結論が出せないかもしれないので、これは引き続いて平成29年6月の調査実施までに検討・対応するという方向を求めている方向で審議中です。

③は、「臨時雇用者」につきまして、男女別を削除するという案が出ておりましたが、これにつきましては、この委員会でも御意見を頂いておりますが、この部会では削除しな

いで引き続き把握する方向で検討をお願いしたいということで審議中です。

確かに少しでも記入負担を軽くすることも大事ではあるのですが、これがなくなったからといって記入負担が大幅に減るといってもなかろうということで、また、もう一方で統計の基本計画では男女別の統計の充実もうたわれておりますので、それらに照らしますと、引き続き把握していただくほうが望ましいのではないかとということで、引き続き審議しております。

④のリース契約の契約額、支払額の件ですが、これにつきまして削除については適当と整理させていただいております。もともとリースの契約高というのは、有形固定資産の把握をきちんとやるべきだという議論の背景の中で生まれたことではあったのですが、会計基準がその後変更になり、リースがかなり有形固定資産の項目の中に入るようになってきましたので、ここの部分で把握するものはかなり減ってきています。

そういう意味で、このリース契約の項目がかなり部分的にもなっていて、この重要度はかなり低下しているのではないかとということで、部会としては、削除が適当と整理しております。

⑤は、この委員会でも大きな議論がありましたけれども、「品目別製造品在庫額」の削除についてです。これにつきましては、削除しないで引き続き把握していただくという方向で検討していただきたいということで、審議中です。

詳しいことは別紙3にありますけれども、在庫を品目別に把握することについて負担が大きいことは事実です。しかし、もともとこの工業統計が年末現在で調査を実施するというものであったのに対して、これが6月1日現在に変更されるということで、それによって決算後に回答する事業所が増えるのではないかと。そういう面がかなり期待されるわけです。

そういう中で、従来よりは記入がしやすくなるのではないかとという考え方と、その効果は限定的ではないかという両方の見方が出ております。

委員からは、どちらかと言うと改善の可能性のほうが高いのではないかとという意見も強く出ておられて、そのようなことから、これについては引き続き把握していただくということで、審議を続けていくことにしております。

このほか、⑥以降の項目につきましては、第3回以降での審議予定としております。

以上がおおよその審議の内容でございますが、この後部会は3回目が12月15日、その後4回目が1月12日という予定にしております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、御質問はありますでしょうか。

在庫に関してきちんと議論していただいて本当にありがとうございます。

それでは、引き続き産業統計部会にて御審議いただきますようお願いいたします。

本日用意いたしました議題は以上です。



最後に次回の日程等について、事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は1月21日木曜日10時から、中央合同庁舎4号館共用1208特別会議室で開催することといたします。

詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第93回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 引き続き、基本計画部会を開催いたしますので、御出席いただきますようお願いいたします。